

平成26年10月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 石川 ちぐさ

平成25年(ワ)第8378号 損害賠償請求事件

(口頭弁論終結日 平成26年9月4日)

判 決

[Redacted]	
原 告	[Redacted]
同訴訟代理人弁護士	荒 井 哲 朗
同	見 次 友 浩
東京都 [Redacted]	
被 告	アグリ・ヴァンティアン株式会社
	(以下「被告会社」という。)
同代表者代表取締役	福 嶋 [Redacted]
東京都 [Redacted]	
被 告	福 嶋 [Redacted]
	(以下「被告福島」という。)
東京都 [Redacted]	
被 告	磯 部 [Redacted]
	(以下「被告磯部」という。)
埼玉県 [Redacted]	
被 告	鳥 居 [Redacted]
	(以下「被告鳥居」という。)
上記4名訴訟代理人弁護士	湖 山 久
東京都 [Redacted]	
被 告	鈴 木 [Redacted]
	(以下「被告鈴木」という。)

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して、675万6195円及びうち660万円に対する平成26年5月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文第1項と同旨。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告会社の従業員である勝又■■■■（以下「勝又」という。）から勧誘を受け、被告会社の未公開株式（以下「本件株式」という。）を購入させられ、代金名下に合計600万円を騙取されたと主張し、被告会社に対しては、民法715条に基づき、被告会社の代表取締役である被告福嶋に対しては、会社法429条1項に基づき、被告会社の取締役である被告磯部及び被告鳥居並びに監査役である被告鈴木に対しては、会社法429条1項に基づき、また、被告会社は固有の不法行為責任をも負うとして、被告会社に対しては、民法709条に基づき、被告福嶋、被告磯部、被告鳥居及び被告鈴木に対しては、民法719条に基づき、連帯して、損害賠償金660万円、訴状送達日の後である平成25年4月21日から平成26年5月23日までの確定遅延損害金の残額15万6195円及び660万円に対する同月24日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

- 1 前提事実（当事者間に争いがない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨から容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告は、昭和■■■■年生まれの女性である。

イ 被告会社は、商業登記記録上、農業用機械の販売等を目的とする株式会

社として登記され、被告福嶋は、被告会社の代表取締役、被告磯部及び被告鳥居は、被告会社の取締役、被告鈴木は、被告会社の監査役、勝又は、被告会社の従業員であった。

(2) 本件株式の売買

原告は、勝又から本件株式の購入に関する勧誘を受け、次のとおり、被告会社から本件株式を購入し、被告会社に対し、代金を支払った（以下「本件株式売買」という。甲2の1から8まで、甲3の1から8まで）。

平成23年1月25日	1株	20万円
同年2月4日	2株	40万円
同月9日	2株	40万円
同年4月1日	7株	140万円
同月5日	5株	100万円
同月20日	3株	60万円
同年5月19日	5株	100万円
同月20日	5株	100万円

(3) 本件株式の譲渡に関する制限等

本件株式には、その譲渡をするには、取締役会の承認を受けなければならないとの制限が付されていた。

また、本件株式は、未公開株式であったところ、本件株式売買当時、いわゆるグリーンシート銘柄としての指定を受けていなかった。なお、日本証券業協会の自主規制では、未公開株式については、価値の評価が困難であり、公開される情報も少ないことから、いわゆるグリーンシート銘柄を除き、その取引を勧誘することが原則として禁じられていた。

2 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 被告会社の責任（争点1）

（原告の主張）

ア 勝又は、原告に対し、本件株式の購入を勧誘するに際し、「弊社はアヴェニール農法という技術を保有しており、その特許を取っている。」「農薬の使用を抑えるため健康に良く、重油を使わないので環境にも優しい。」「明治大学でも導入している。」「2011年度中に上場する予定である。」「1株20万円が上場によって2.5倍にはなる。」「1株だけでもどうか。」などと告げ、被告会社の事業が優良であり、その株式が上場によって高い利益を約束するものであるかのように説明した。これにより、その旨誤信した原告は、本件株式を購入した。

勝又は、高齢の独居女性である原告に対し、上場の確実な予定がないにもかかわらず、上場によって高い利益が得られる旨申し向けて、未公開株を購入させ、金銭を騙取したものであるから、被告会社は、同社従業員である勝又の不法行為につき、民法715条に基づき、原告に対し、損害賠償責任を負う。

イ 勝又による違法勧誘が被告会社の正常な業務とは異質な偶発的な行為であったと考えることはできず、むしろ、被告会社の組織的詐欺商法の一発現であることは明らかである。

また、日本証券業協会の自主規制において、未公開株式について、いわゆるグリーンシート銘柄を除き、その取引を勧誘することが原則として禁じられているのは、証券取引所に上場されていない株式は、価値の評価が極めて困難で、公開される情報も少なく、一般投資家が当該会社の情報に接することも困難であることから、そのような困難を一定程度解消しうるグリーンシート銘柄以外の勧誘を禁止することにより、一般投資家が不測の損害を被ることがないようにする趣旨による。それにもかかわらず、このような未公開株式をあえて取り扱う商法は、当該株式の適正な価格を偽る詐欺商法であると推認すべきである。そして、本件株式は、グリーンシート銘柄以外の未公開株であったところ、グリーンシート銘柄の株式につ

いてされるべき各種情報公開もされておらず、原告に対し、本来証券取引の対象とすべきでない未公開株を、適正な価格を判断しようがない状況下で売り付けたのであるから、本件株式売買は、原告がその販売価格を正当な価格であると誤信することを前提とした詐欺商法によるものであったというべきである。

よって、被告会社は、民法709条に基づく固有の不法行為責任として、原告に対し、損害賠償責任を負う。

(被告会社、被告福島、被告磯部及び被告鳥居の主張)

勝又が原告に対し、「上場する予定である。」とか「上場によって2.5倍にはなる。」と申し向けたことについては、否認する。

原告は、株式取引等の経験を有し、自身の判断と経済的、知的興味等から、本件株式を購入したものである。株式の価格がどうなるかについては、原告自身の株式をめぐる将来予測や自己のリスクリターンに関する考え方に依拠すべき事柄である。そもそも、被告会社は、原告からの依頼に基づき、本件株式を譲渡したものであって、本件株式売買には、法律行為として何らの瑕疵も存しない。勝又は、原告が理解するまで、何度にもわたって、十分な説明をしたのであって、同人に不法行為は存しなかった。

本件株式売買の譲渡価格は、株式会社ウィズダムキャピタルが平成21年9月30日現在で算定評価した時価である1株当たり13万5000円を基準とし、公認会計士の助言のもと、当時まとまりつつあった大型案件の商談や被告会社に持ち込まれた大型商談を総合勘案し、被告会社における営業企画会議において1株20万円との価格は適切適正であるとの結論に至ったものである。

(2) 被告福島、被告磯部、被告鳥居及び被告鈴木の責任(争点2)

(原告の主張)

被告福島は、被告会社の代表取締役として、その営業が適法なものとなる

ように業務執行を行うべきであったのに、あえてこれをせず、違法な勧誘を行わせたものであるから、その業務執行について任務懈怠があり、その任務懈怠に少なくとも重大な過失があったことは明らかであるから、会社法429条1項に基づき、原告に対し、損害賠償責任を負う。

また、被告磯部及び被告鳥居は、被告会社の取締役として、被告鈴木は、被告会社の監査役として、被告福嶋の違法な業務執行を監督し、是正すべき義務があったのにこれを怠り、違法な勧誘を行うがままにしたものであるから、その職務を行うについて故意又は重過失があったものというほかなく、会社法429条1項に基づき、原告に対し、損害賠償責任を負う。

さらに、被告会社は、固有の不法行為責任を負うところ、被告福嶋、被告磯部、被告鳥居及び被告鈴木は、このような違法な未公開株商法を業として行うために被告会社を組織、運営していたものであるから、民法719条に基づき、原告に対し、損害賠償責任を負う。

(被告福嶋、被告磯部及び被告鳥居の主張)

被告福嶋、被告磯部及び被告鳥居のいずれの責任についても争う。

被告磯部及び被告鳥居は、本件株式売買について、その勧誘方法、勧誘資料、資金の流れ等のいずれについても全く関与しておらず、資金の一部を受領したこともない。

被告磯部は、被告会社の非常勤役員で、表面的、名目的な取締役であり、被告会社から基本給や賞与といった金銭を受領したこともない。被告磯部は、被告会社の技術、理念に共感して、被告会社の役員として表面的に名を連ねているが、非常勤役員であるから、被告会社に出社したことはほとんどなく、経営にも一切関与したことがない。

被告鳥居は、被告会社の非常勤役員で、被告会社から基本給や賞与といった金銭を受領したこともない。被告鳥居の業務は、そのほとんどが海外の企業や政府を対象としており、国内における被告会社の経営には一切関与して

いない。

(被告鈴木の主張)

争う。

被告鈴木は、平成21年5月、友人であった被告福嶋より、「名前を貸してくれ。絶対に迷惑はかけないから監査役になってくれ。」と依頼され、被告会社の監査役に就任した。その後、被告鈴木は、被告会社から何らの連絡も受けておらず、被告会社の業務内容、経理内容等につき、全く知らない。また、被告鈴木は、被告会社から、役員報酬、交通費等の金品を受領したことは一切ない。

したがって、被告鈴木が監査役として、取締役を監督することは不可能であった。

(3) 損害額 (争点3)

(原告の主張)

原告が被告らの不法行為等により被った損害は、以下のとおりである。

ア 株式代金相当額 600万円

イ 弁護士費用相当額 60万円

ウ 損害のてん補

原告は、平成26年1月21日、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に基づく被害回復分配金として、被告会社の貯金口座から、20万3640円の分配を受け、これを上記損害金に対する平成25年4月21日以降に発生した遅延損害金35万9835円の一部に充当したところ、平成26年5月23日までに発生した遅延損害金の残額は、15万6195円である。

(被告らの主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

(1) 証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、次の各事実が認められる。

ア 被告会社は、商業登記記録上、平成9年3月7日に設立された農業用機械の販売等を目的とする株式会社であり、発行済株式の総数は6万2400株である旨登記されている。

また、被告会社には、平成23年当時、具体的な株式上場の予定はなく、現在に至るまで、株式上場は行われていない。

イ 平成17年10月期から平成22年3月期までの6決算期における被告会社の純利益は、特別損益として約1億2485万円が計上された平成20年10月期に純利益が約5602万円となったのを除いては、約814万円から約1億3009万円のマイナスの値で推移し、資本又は純資産は、平成18年10月期に約8519万円、平成20年10月期に約1112万円となったのを除いては、約78.4万円から約665.9万円のマイナスの値で推移していた（甲7の1、2）。

ウ 株式会社ウィズダムキャピタル（以下「ウィズダムキャピタル社」という。）は、平成21年10月30日、被告会社の3年後の見込純利益を2億1768万円、株価収益率（PER）を87倍、3年後の企業価値を約189億3816万円とした上で、同年9月30日現在での本件株式の評価額を1株当たり13万5000円と算定した（乙14）。

エ 勝又は、平成23年1月頃、桜井仁の偽名を用いて、原告に対し、電話で本件株式の購入の勧誘を行い（甲1の1、2の1から8まで、甲11）、原告は、その勧誘に応じて本件株式を購入することとし、前記前提事実(2)のとおり、同月25日から同年5月20日にかけて、被告会社から本件株式を1株当たり20万円で合計30株購入し、代金合計600万円を支払った。

勝又は、原告に対し、本件株式の購入の勧誘を行った際、本件株式が近

いうちに上場される予定である旨を告げるとともに、被告福嶋名義による「ご挨拶」と題する書面、平成18年11月から平成22年8月までにおける被告会社の業績を列記した「ニュース」と題する書面、「明治大学創立130周年記念施設整備計画」と題する書面、被告会社の会社案内等の資料を交付したが、いずれにも、被告会社の経営状況や資産価値に関する具体的数値は記載されていなかった（甲1の1から4まで、甲11）。

(2) 以上に対し、被告らは、勝又が原告に対し、本件株式が上場予定である旨説明したことについて争うが、原告がその旨陳述していること（甲11）に加え、それまで被告会社と何らの関係もなかった一般の投資家にすぎない原告が、上場の予定すらない未公開株の購入を決意するに至ることは想定し難いことを考慮すると、勝又が原告に勧誘を行う過程で、原告に対し、本件株式が上場予定である旨説明したことが認められる。

(3) 前記(1)のとおり、被告会社における平成21年3月期の純資産はマイナスの値であり、純利益も、平成17年10月期から平成22年3月期にかけて、ほぼ毎決算期のようにマイナスの値で推移していたにもかかわらず、ウィズダムキャピタル社は、平成21年9月30日現在で、被告会社の3年後における純利益を約2億1768万円と見込んだ上で被告会社の株式の評価額を1株当たり13万5000円と算定したものである。

しかしながら、当時、被告会社に、上記のように業績が好転すると見込めるような事業の見通しがあったとは認められず、ウィズダムキャピタル社による上記算定が合理的なものであったとは認められない。そして、本件全証拠をもってしても、その後本件株式売買までの間に被告会社の業績に変化があったと認めることはできないから、本件株式売買が行われた時点における本件株式の価値は、1株当たり20万円からほど遠いものであったというべきである。

これに対し、被告会社、被告福嶋、被告磯部及び被告鳥居は、ウィズダム

キャピタル社が被告会社の平成21年9月30日現在における株式の評価額を1株当たり13万5000円と算定したこと、当時、明治大学八幡山大型プロジェクト、トルコの地熱利用の大規模ハウス栽培プロジェクト、中国江蘇省大豊市からの大型苗育苗センターの誘致プロジェクト等の大型の商談が次々と持ち込まれたことから、これらを総合勘案して、本件株式の譲渡価格を1株当たり20万円と算定したもので、上記価格を適切適正と認識していた旨主張する。

しかしながら、本件全証拠をもってしても、被告会社において、これらの事業が実際に計画され、実施されたと認めることはできないし、証拠（甲8）によれば、ウィズダムキャピタル社は、平成21年12月に株式の取得単価の嵩上げにより行政処分を受けたことが認められ、同社がこれと近接した時期に行った本件株式の評価額の算定を過大に評価することはできないから、上記主張を採用することはできない。

2 争点1（被告会社の責任）について

前記前提事実(2)のとおり、本件株式売買における株式の譲渡代金は1株当たり20万円とされていたところ、前記1(3)のとおり、本件株式がそのような価値を有していたものとは到底認めることができない。

そして、勝又は、原告に対し、実際には本件株式に上場の予定がなかったにもかかわらず、近いうちに上場される予定である旨説明した上、被告会社の経営状況や資産価値に関する数値情報を何ら提供することなく1株当たり20万円で本件株式を購入するよう勧誘し、原告をして、本件株式に上場の予定があり、1株当たり20万円の価値がある旨誤信させ、適正な価格を大きく上回る価格で本件株式を購入させたことが認められるから、民法709条に基づき、原告に生じた損害を賠償する責任を負う。

また、勝又は、被告会社の事業の執行として、上記不法行為を行ったものであるから、被告会社は、勝又の使用者として、民法715条に基づき、

原告に生じた損害を賠償する責任を負う。

3 争点2（被告福嶋，被告磯部，被告鳥居及び被告鈴木の責任）について

(1) 被告福嶋は，被告会社の代表取締役として，被告会社の事業が適法に執行されるようにすべき義務を負っていたところ，前記2のとおり，被告会社の従業員である勝又により，違法な勧誘が行われていたのにこれを是正しなかったものであるから，業務執行について任務懈怠があり，その任務懈怠に重大な過失があったというべきであるから，会社法429条1項に基づき，原告に生じた損害を賠償する責任を負う。

また，被告磯部及び被告鳥居は，被告会社の取締役として，被告鈴木は，被告会社の監査役として，それぞれ代表取締役である被告福嶋の業務執行を監督し，是正すべき義務を負っていたところ，上記のような違法な勧誘が行われていたのにこれを是正しなかったものであるから，業務執行について任務懈怠があり，その任務懈怠に重大な過失があったというべきであるから，いずれも，会社法429条1項に基づき，原告に生じた損害を賠償する責任を負う。

(2) これに対し，被告磯部は，自身が被告会社の非常勤かつ形式上の取締役にすぎず，被告会社から報酬や賞与のような金銭を受領したこともなく，被告会社の経営に一切関与したことがなく，本件株式売買にも全く関与していないとして，本件株式売買についての責任を負わない旨主張する。

また，被告鳥居は，自身が被告会社の非常勤の取締役にすぎず，被告会社から報酬や賞与のような金銭を受領したこともなく，国内における被告会社の経営には一切関与したことがなく，本件株式売買にも全く関与していないとして，本件株式売買についての責任を負わない旨主張する。

しかしながら，取締役は，代表取締役の業務執行の全般についてこれを監視し，必要があれば代表取締役に対し取締役会を招集することを求め，

又は自らそれを招集し、取締役会を通じて業務の執行が適正に行われるようにすべき職責を有するところ、被告磯部及び被告鳥居は上記権限を使用することなく、被告福嶋の業務執行の監督を行わなかったものであり、仮に被告磯部及び被告鳥居が取締役としての報酬を全く受領していなかったとしても、また、被告磯部が形式上の取締役にすぎなかったとしても、取締役としての上記職責を免れる理由とはならないから、被告磯部及び被告鳥居の上記主張を採用することはできない。

そして、被告鈴木は、平成21年5月頃、被告福嶋から名前を貸すように依頼されて被告会社の監査役に就任したものの、その後は被告会社から何らの連絡も受けず、被告会社から報酬等を受領したことは一切なかったことから、監査役として被告会社の取締役を監督することは不可能であったとして、本件株式売買についての責任を負わない旨主張する。

しかしながら、仮に被告鈴木が監査役としての報酬を受領せず、形式上の監査役にすぎなかったとしても、被告磯部及び被告鳥居について上記で説示したのと同様に、その職責を免れる理由とはならないから、被告鈴木の上記主張を採用することはできない。

4 争点3（損害額）について

(1) 本件株式の代金相当額 600万円

原告は、本件株式売買により、前記前提事実(2)記載の代金を支払い、それと引き換えに本件株式を取得したものであるところ、本件株式は、未だ上場されていないため、これを転売することが可能であるとは認められず、価格の評価も困難であることから、原告は、上記代金相当額の損害を被ったと認められる。

(2) 弁護士費用 60万円

原告は、本件訴訟提起のために代理人弁護士に委任することを要したところ、弁護士費用としては、60万円が被告らの不法行為及び任務懈怠と相当

因果関係のある損害と認められる。

(3) 損害のてん補

弁論の全趣旨によれば、被告会社の貯金口座は、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に基づき凍結され、原告は、平成26年1月21日、同法に基づき、被害回復分配金として、20万3640円の分配を受けたことが認められる。これを平成25年4月21日から平成26年1月21日までに発生した遅延損害金24万9534円に充当すると、その残額は4万5894円となり、同月22日から平成26年5月23日までに発生した遅延損害金11万0301円と合計すると、15万6195円となる。

5 小括

以上より、被告らは、原告に対し、連帯して、660万円の損害賠償金、15万6195円の確定遅延損害金及び660万円に対する平成26年5月24日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払う責任を負う。

第4 結論

よって、原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する（なお、被告会社に対しては民法715条に基づき、被告福嶋、被告磯部、被告鳥居及び被告鈴木に対しては会社法429条1項に基づき、損害賠償請求を認容するので、これらの請求と選択的併合の関係にあるその余の請求については判断する必要がない。）。

東京地方裁判所民事第41部

裁 判 官

高 橋 祐 喜

これは正本である。

平成26年10月16日

東京地方裁判所民事第41部

裁判所書記官 石川 ちぐさ